

**令和4年度**

**第16期第15回海区漁業調整委員会  
議事録**

**令和4年6月21日  
三重海区漁業調整委員会**

日時 令和4年6月21日(火) 午前10時から10時38分まで

場所 三重県勤労者福祉会館 第2会議室

#### 議題

- 1 議案1 三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の設定について
- 2 議案2 三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更について
- 3 議案3 漁業の許可又は起業の認可に関する取扱方針の一部改正について
- 4 報告事項1 全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について
- 5 その他 (1) 次回の委員会日程について

#### 出席委員

浅井利一 矢田和夫 掛橋 武 小川和久 藤原隆仁  
永富洋一 田邊善郎 濱中一茂 秋山敏男 古丸 明  
木村妙子 千田良仁 大倉良繁 木村那津子

#### 欠席委員

濱田浩孝

#### 事務局

事務局長 林 茂幸  
主幹 増田 健  
主査 葛西 学

#### 行政

(三重県農林水産部水産資源管理課)

(資源管理班)

副参事兼班長 勝田孝司  
技師 岡野健次

(漁業調整班)

課長補佐兼班長 森田和英  
係長 程川和宏

#### 傍聴者

なし

計 21 名

○浅井会長

それでは、ただいまから第 15 回三重海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日は委員総数 15 名中、濱田委員が欠席で出席委員が 14 名ですので委員会は成立しております。

委員会運営規程第 12 条に基づき議事録署名者として、永富委員と千田委員にお願いします。

発言にあたっては、議長に発言を求めていただき、議長の指名を受けてから、ご発言いただきますようお願いいたします。

それでは、議案 1 「三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の設定について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料 1 をご覧ください。

1 - 1 ページにありますようにこのことについて、令和 4 年 6 月 9 日付け農林水第 24 - 1012 号で三重県知事から諮問書が提出されております。

漁業法第 16 条第 2 項の規定に基づき、当委員会の意見が求められているものです。

今回は、令和 4 管理年度のまさば及びごまさば太平洋系群の知事管理漁獲可能量の設定についての諮問です。

内容については水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○浅井会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（岡野技師）

1 - 3 ページをご覧ください。諮問内容について、5 つのポイントに沿って説明します。

1、今回の諮問は 7 月から管理期間が開始される令和 4 管理年度のまさば及びごまさば太平洋系群について、国から都道府県漁獲可能量の配分量が示されたことに伴い、県内の知事管理漁獲可能量の配分を行うものです。

2、これまで三重県ではさんま、まあじ、まいわし太平洋系群、するめいか、くろまぐろ（小型魚、大型魚）について、知事管理漁獲可能量を設定しており、そのうち、まいわし太平洋系群、くろまぐろ（小型魚、大型魚）については、数量管理しています。なお、今回設定するまさば及びごまさば太平洋系群についても数量管理を行います。

3、今回設定するまさば及びごまさば太平洋系群をもって、令和 4 管理年度で知事管理漁獲可能量の設定が必要なものは終了します。

4、まさば及びごまさばの配分は、直近 3 か年の漁獲実績に基づいて、中型まき網漁業と定置網などのその他漁業に配分しています。1 - 4 ページをご覧ください。過去 20 年のさば類の漁獲量及び配分枠の推移です。棒グラフが中型まき網漁業と定置ほかの漁獲量、

折れ線グラフが国からの配分量です。表はそれぞれの数値です。

今回の漁獲実績は、平成 30 年から令和 2 年の過去 3 か年の平均漁獲量を用い、各漁業種類への配分を考えました。過去 3 か年の平均漁獲量は、中型まき網漁業 33,428 トン、定置ほか 1,082 トンでした。これらを割合で表すと、97%と 3%になります。

5、この割合を国から都道府県別漁獲可能量として配分がありました 37,800 トンにそれぞれ掛けると、中型まき網漁業に 36,600 トンの配分となり、その他漁業については数量管理とせず、「現行水準」としました。

まとめとして 1 - 2 ページをご覧ください。まさば及びごまさば太平洋系群の三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の設定については、国から配分された都道府県別漁獲可能量 37,800 トンを、三重県まさば及びごまさば中型まき網漁業に 36,600 トン配分し、三重県まさば及びごまさばその他漁業は現行水準とすることで管理したいと考えています。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○浅井会長

ありがとうございました。ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○委員

(意見なし)

○浅井会長

それでは、議案 1 については県原案どおりとしてよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○浅井会長

全員異議がないようですので、議案 1 については県原案どおりとされたい旨答申することとします。

続きまして、議案 2 「三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料 2 をご覧ください。

2 - 1 ページにありますようにこのことについて、令和 4 年 6 月 9 日付け農林水第 24-1013 号で三重県知事から諮問書が提出されております。漁業法第 16 条第 5 項の規定で読み替える第 2 項の規定に基づき、当委員会の意見が求められているものです。今回は、令和 4 管理年度のくろまぐろ（小型魚、大型魚）の知事管理漁獲可能量の変更についての諮問です。

内容については水産資源管理課から説明していただきます。  
事務局からは以上です。

○浅井会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（岡野技師）

2－4 ページをご覧ください。諮問内容について、6つのポイントに沿って説明します。

1、今回の諮問は、国から4月26日付けでくろまぐろに関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知があったことに伴い、知事管理漁獲可能量の配分を変更するものです。

2、くろまぐろについては、令和4年4月1日から始まっている令和4管理年度の当初配分として、漁業種類別には2－3ページの新旧対照表の旧の部分のとおり配分しています。具体的には、小型魚の都道府県別漁獲可能量は32.9トンの配分があり、定置漁業12.2トン、中型まき網漁業10.2トン、養殖用種苗採捕漁業2.5トン、その他漁業7.9トンの配分をしました。大型魚の都道府県別漁獲可能量は28.7トンの配分があり、定置漁業12.4トン、その他漁業7.6トンの配分をしました。

3、今回、国から小型魚について第7管理期間の繰越分2.7トンと国の留保分から4.9トンの合計7.6トンの追加配分がありました。その結果、小型魚全体の配分量は、当初配分量の32.9トンに追加配分量の7.6トンを足した40.5トンとなりました。

同様に大型魚についても、第7管理期間の繰越分2.6トンと国の留保分から1.3トンの合計3.9トンの追加配分がありました。その結果、大型魚全体の配分量は、当初配分量の28.7トンに追加配分量の3.9トンを足しました32.6トンとなりました。

4、本県の5月末時点でのくろまぐろの漁獲状況は、小型魚は定置網漁業で漁獲量が積み上がってきており、知事管理漁獲可能量の56%を占めている状況です。また、7月からは養殖用種苗採捕漁業が始まります。

大型魚については、4月と5月にその他漁業で急激な漁獲量の積み上がりがあり、知事管理漁獲可能量の90%を占めている状況です。なお、養殖用種苗採捕漁業の過去3年間の漁獲実績は第7管理期間3.6トン、第6管理期間1.9トン、第5管理期間3.3トンでした。

2－5ページのくろまぐろの漁獲状況と配分等の一覧をご覧ください。申し訳ございませんが説明の前に資料の修正をお願いします。小型魚の中型まき網の漁獲実績の消化率が35.2%となっていますが、2.3%に修正をお願いします。この一覧は小型魚と大型魚について、漁業種類別に6月8日現在枠、5月末時点の漁獲実績と消化率、配分案、配分後枠、配分後残量についてまとめたものです。

小型魚の5月末時点の定置漁業は、6.87トンの水揚げがあり、56.3%まで消化率が上がってきています。また、大型魚はその他漁業に6.84トンの水揚げがあり、消化率は90%に達しています。

5、これら現状の漁獲実績と7月から養殖用種苗採捕漁業が始まることを踏まえ、今回の変更では、小型魚について県の留保枠から定置漁業に2.0トン追加して14.2トン、養殖用種苗採捕漁業に2.5トンを追加して5.0トンとします。

大型魚については、県の留保枠からその他漁業に4.8トンを追加して、12.4トンとしま

す。

6、これらの追加配分の案については、各関係漁協に同意を頂いています。

配分後の数量をまとめたものが、2-3ページの新旧対照表の新しい部分ですので参考としてください。

まとめとして、2-2ページをご覧ください。三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更について、くろまぐろ（小型魚）は、都道府県別漁獲可能量は40.5トンとなり、うち定置漁業14.2トン、中型まき網漁業10.2トン、養殖用種苗採捕漁業5.0トン、その他漁業7.9トンの配分を行いたいと思います。

くろまぐろ（大型魚）は、都道府県別漁獲可能量は32.6トンとなり、うち定置漁業12.4トン、その他漁業12.4トンの配分を行いたいと思います。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○浅井会長

ありがとうございました。ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○木村妙子委員

大型魚のその他漁業の消化率が大きいのですが、その他漁業の漁業種類は何ですか。

○水産資源管理課（岡野技師）

一本釣り、はえ縄、中型まき網漁業が主に含まれます。

○木村妙子委員

その漁業種類のなかで漁獲が多いのは何ですか

○水産資源管理課（岡野技師）

一本釣りです。

○木村妙子委員

わかりました。

○浅井会長

ほかにご意見ございませんか。

○委員

（意見なし）

○浅井会長

それでは、議案2については県原案どおりとしてよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○浅井会長

全員異議がないようですので、議案2については県原案どおりとされたい旨答申することとします。

続きまして、議案3「漁業の許可又は起業の認可に関する取扱方針の一部改正について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料3をご覧ください。

3-1ページにありますように、このことについて、令和4年6月8日付け農林水第24-4086号で三重県知事から協議を受けています。三重県漁業調整規則第16条第2項の規定に基づき、当委員会の意見が求められているものです。

今回はあじ棒受網漁業の取扱いに関する協議です。内容については水産資源管理課から説明をしていただきます。

事務局からは以上です。

○浅井会長

ありがとうございます。それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（程川係長）

3-1ページは協議書です。3-2ページの改正理由書をご覧ください。改正の内容は、熊野漁業協同組合が管理します三重共第150号共同漁業権漁場内において、敷網（あじ棒受網）漁業を引き続き営もうとするため、許可又は起業の認可に関する取扱方針を一部改正するものです。改正の内容は、許可の有効期間の改正です。

このあじ棒受網漁業は、一昨年、委員会のご意見を伺い始まった許可漁業です。漁業の状況等を引き続き確認していく必要がありますので、三重県漁業調整規則第16条第1項に定められた許可の有効期間である3年よりも短い、1年としたいと考えています。そのため、3-3ページの諮問事項のとおり、同条第2項の規定に基づき委員会の意見を伺うものです。

今回のあじ棒受網漁業について説明します。3-16ページをご覧ください。あじ棒受網漁業の操業区域である共同漁業権第150号の位置を斜線で示しました。熊野地区では古くから棒受網漁業が営まれており、さんまやめじかを主な漁獲対象としていました。しかしながら、平成28年頃からさんまが不漁となり、漁家経営が非常に厳しくなっています。平成28年当時、さんま棒受網漁業を営む経営体は熊野地区で10経営体ありましたが、現在では3経営体まで減少しています。この棒受網漁業者の漁家経営の安定を図ることを目的に熊野漁業協同組合からの要望を受け、令和2年6月の海区委員会でご意見を伺ったうえで許可方針を策定し、令和2年8月1日からあじ棒受網漁業として許可しています。比較

的新しい許可漁業のため、これまでも許可の有効期間については、3年でなく1年で許可をしています。それでは改正の内容についてご説明します。

3-11 ページをご覧ください。「敷網漁業に関する許可又は起業の認可に関する取扱い」の改正案です。改正箇所は、1 取扱方針第6に定める、規則第16条に規定する許可の有効期間の部分となります。このうち(1) あじ棒受網漁業の許可の有効期間を令和4年8月1日から令和5年7月31日までと、昨年と比べ1年ずらすことを考えています。

3-12 ページのあじ棒受網漁業に係る制限措置は、昨年と変更はありません。

3-14 ページの許可の条件についても昨年と同様で、改正の予定はありません。

3-4 ページにあります新旧対照表をご覧ください。今回の改正の内容は、「敷網漁業に関する許可又は起業の認可に関する取扱い」について、現状では令和3年8月1日から令和4年7月31日まで、となっている許可の有効期間を令和4年8月1日から令和5年7月31日まで、と改正し許可をしていきたいと考えています。

説明は以上です。ご審議よろしくお願ひします。

○浅井会長

ありがとうございます。ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○委員

(意見なし)

○浅井会長

それでは、議案3については県原案どおりとしてよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○浅井会長

全員異議がないようですので、議案3については県原案どおりとされたい旨回答することとします。

続きまして、報告事項1「全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局(増田主幹)

資料4をご覧ください。

本年度の通常総会は、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大等により書面にて行われることとなりました。5月24日に浅井会長にご審議をいただき、全ての議案を承認するとして、全漁調連会長あて回答しています。

各議案内容について報告します。4-7ページからが第1号議案、令和3年度事業報告書、収支決算書及び剰余金処分案の承認についてです。4-9ページから4-12ページに主な事業の結果があります。令和元年以前は、5月頃からの総会に始まり、中央省庁への

要望活動や事務局長会議、ブロック会議、事務局職員研修会など活発な活動が行われていましたが、令和2年度に引き続き、令和3年度も対面で開催する会議のほとんどが中止となり、書面決議等での開催となりました。これらの影響により、4-14ページの収支決算書の支出の部にあるとおり、会議費などが不用となり、4-15ページの剰余金処分（案）のとおりに未処分剰余金の大幅増加となりましたが、今後のコロナ禍の影響が見込めないなか、早期の活動再開に備えるため内部留保を行い次年度に繰り越すこととされました。

4-17ページからの第2号議案、令和4年度事業計画書案及び収支予算書案の承認について説明します。4-19ページから4-22ページの令和4年度事業計画書（案）及び収支予算書（案）をご覧ください。令和4年度における新型コロナウイルス感染症の動向はなお不透明ですが、早期の活動再開に備えた計画及び予算案とするため、例年なみの内容で計上されています。また、4-20ページにあるとおり、令和4年度の事務局職員研修会は本県で行われる予定です。

なお、事業中止や縮小等に伴い、繰越金が過大となっているため、特別措置として令和4年度については会費が免除される予定です。

4-23ページからの第3号議案、協議事項（中央要望活動）について説明します。要望項目は4-26ページにあるとおり「Ⅰ海区漁業調整委員会制度について」から「Ⅶ海洋性レジャーとの調整等について」で、前年までの6項目に「Ⅴ漁業法改正後の制度運用について」が追加されています。

「Ⅴ漁業法改正後の制度運用について」は、「Ⅰ海区漁業調整委員会制度について」及び「Ⅳ沿岸資源の適正な利用について」から改正漁業法や水産政策の改革に関する項目を移動させ、新規項目を加えて新設されました。

4-27ページに新規要望項目がまとめられています。「海区漁業調整委員の資質向上について」では、委員の資質向上を図る研修機会を設けることについて要望しています。「成長対策の具体化」では、地域全体の産業を守る成長対策を具体化することについて要望しています。「遊漁者の資源利用の実態把握」及び「遊漁者の資源管理の協力」では、遊漁者の資源利用の実態を把握し、適確に管理することについて要望しています。

4-28ページから4-43ページまでが全要望項目の内容です。

なお、中央省庁への要望は7月下旬に会長、副会長が直接水産庁などに出向き行われる予定です。

ただ今の報告内容は令和4年度の要望内容ですが、今後の委員会で令和5年度要望に向けた協議をお願いすることとなりますので、よろしくお願ひします。

4-45ページからの第4号議案、次期通常総会の開催地については、東京都です。事務局からは以上です。

#### ○浅井会長

ありがとうございます。ただいまの説明についてご意見はありませんか。

特にないようですので次に進みます。

その他事項1「次回の委員会日程について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

次回委員会

7月26日（火）10時から 三重県勤労者福祉会館地階 特別会議室  
議題（案）

・遊漁のまき餌釣り等に関する委員会指示

○浅井会長

ありがとうございました。

これもちまして委員会を閉会いたします。